第16号の41様式記載要領

　１　　この報告書は、軽油の受払い、現実の受払い等に関する事実を記載し、主たる事務所

　　　又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

　２　　※印の欄は、記載しないこと。

　３　　「区分」欄は、元売業者にあっては「元」、特約業者にあっては「特」、軽油製造業者

　　　等にあっては「製」を丸印で囲むこと。

　４　　「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続きにおける特定の個人

　　　を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以

　　　下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個

　　　人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

５　　「受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、前月の初日か

　　　ら末日までの間に商取引上の引取り、引渡し等を行った軽油の数量を記載すること。

　６　　「現実の受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等に着目し、前月の初日から末

　　　日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。

　７　　「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油

　　　引取税を課されたものの数量を記載すること。

　８　　「前々月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の実在庫数量を記載

　　　すること。

　９　　「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

第16号の41様式別表1記載要領

　１　　この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引取数量」欄のうち「受払い等の数量」

　　　欄の記載に係る軽油について、引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は

　　　事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。

　２　　※印の欄は、記載しないこと。

　３　　引渡しを行った者ごとの「引取数量」の小計を記載すること。

　４　　「うち課税済みのもの」欄は、引取りを行った軽油のうち既に軽油引取税を課された

　　　ものの数量を記載すること。

第16号の41様式別表2記載要領

　１　　この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引取数量」欄のうち「現実の受払い等の

数量」欄の記載に係る軽油について、納入を行った者ごとに納入を行った者の事務所又

　　　は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。

　２　　※印の欄は、記載しないこと。

　３　　納入を行った者ごとの「納入を受けた数量」の小計を記載すること。

　４　　「うち課税済みのもの」欄は、納入を受けた軽油のうち既に軽油引取税を課された

　　　ものの数量を記載すること。

第16号の41様式別表５記載要領

1. この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」

 欄の記載に係る軽油について、引取りを行った者ごとに引取りを行った者の事務所又は

　事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。

２　※印の欄は、記載しないこと。

３　引取りを行った者ごとの引渡数量の小計を記載すること。

４　「うち課税済みのもの」欄は、引渡しを行った軽油のうち既に軽油引取税を課された

　ものの数量を記載すること。

第16号の41様式別表６記載要領

1. この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引渡数量」欄のうち「現実の受払い等の

 数量」欄の記載に係る軽油について、納入を受けた者ごとに納入を受けた者の事務所又

　は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。

２　※印の欄は、記載しないこと。

３　納入を受けた者ごとの「納入を行った数量」の小計を記載すること。

４　「うち課税済みのもの」欄は、納入を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたも

　のの数量を記載すること。

第16号の41様式別表7記載要領

1. この明細書は、第16号の41様式の報告書の「消費数量」欄の記載に係る軽油について、

事務所又は事業所ごとの消費数量の内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　２ ※印の欄は、記載しないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　３　　「うち課税済みのもの」欄は、消費を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたも

のの数量を記載すること。

第16号の41様式別表10記載要領

1. この明細書は、第16号の41様式の報告書の「前月末在庫数量」欄のうち「現実の受払

い等の数量」欄の記載に係る軽油について、事務所又は事務所ごとの在庫数量の内訳を

 記載し、同様式の報告書に添付すること。

1. ※印の欄は、記載しないこと。
2. 「うち課税済みのもの」欄は、在庫数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量

を記載すること。